

# 50 まくわうり

## A 栽培管理カレンダー

月 旬	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作型 露地																											
除草剤 施用時期																											
主要病害虫発生時期	*半促成 (消毒済み種子) ② 苗立枯病、べと病、うどんこ病、つる枯病、アブラムシ類、ハダニ類 																										
	*露地 (消毒済み種子) ② 苗立枯病、べと病、うどんこ病、つる枯病、アブラムシ類、ハダニ類 																										

【凡例】 作型図 ○は種、△定植(移植)、■収穫、▲その他栽培管理法等  
 主要病害虫発生時期図：——発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)  
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除

注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

## B 主なクリーン農業技術の概要

### (1) 土づくり

- 基盤整備
  - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
  - ・たい肥(4 t/10a) 施用を基本とした土づくり
- その他
  - ・施設栽培の亜酸化窒素ガス放出削減対策として、高温期の白マルチ使用、完熟たい肥を窒素施肥1週間以上前に施用、冬期間の被覆ビニール除去

### (2) 施肥管理

- 土壌診断による施肥の適正化
  - ・土壌診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
  - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

### (3) 雑草の防除

- 有色マルチの使用、隙間のないマルチの展張による雑草の発生防止

### (4) 病害虫の防除

- 物理的防除
  - ・光反射フィルムによる害虫忌避
- 生物的防除
  - ・生物農薬(バチルス・ズブチリス、バーティシリウム・レカニ等)の利用による病害虫防除
- 耕種的防除
  - ・半身萎凋病の発生予防対策として、連作の回避
  - ・べと病・うどんこ病・つる枯病対策として、被害葉の除去等の圃場衛生管理・ハウス内換気
  - ・土壌排水性の改善

**(5) 植物成長調整剤の使用**

使用しない。

**C 栽培に当たっての留意事項**

なし

**D 栽培に当たっての禁止事項**

なし

**E 肥料及び化学肥料の使用基準**

分類	慣行	使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)
露地	11.0	10.0	2.0	8.0	3.0
ハウス	13.0	14.0	4.0	8.0	-

注1 たい肥1 t当たりの窒素換算量は露地が1 k g、ハウスが1.5 k gとする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。

注2 ハウスにおいて、ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には1 t当たりの窒素換算量を2 k gとする。

注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注4 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。ただし、露地の場合は1年間の施用量が5 tを超えないものとする。

注5 露地の場合のたい肥施用量上限値は「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を施用した場合にのみ適用するものとする。

**F 化学合成農薬の使用基準**

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤		殺虫剤	殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計			
	(種子消毒)	殺菌剤						基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計	
半促成	8	(2)	5	0	0	0	13	2	(2)	2	2	1	0	0	0	0	4	3	7
露地	8	(2)	8	0	0	0	16	2	(2)	2	2	1	0	0	0	0	4	3	7

注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載  
 基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除  
 臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

【参考：作型（地域別）】

作型	慣行						使用基準												
	殺菌剤		殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計		合計	
	(種子消毒)	(種子消毒)						基幹		基幹		基幹		基幹		基幹			
			(種子消毒)	(種子消毒)	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機							
半促成露地	8	(2)	5	0	0	0	13	2	(2)	2	2	1	0	0	0	0	4		3
	8	(2)	8	0	0	0	16	2	(2)	2	2	1	0	0	0	0	4	3	7

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合があります。

**G 注釈**

●土壌診断による施肥の適正化

窒素の分析は義務化しないが、的確な施肥を行うため実施に努める。